

(注) 令和元年11月1日改定

例：1か月で33立方メートルを使用した場合

【水道料金】

基本料金	850円…①		
従量料金	1～10立方メートル	10円×10立方メートル	100円…②
	11～20立方メートル	97円×10立方メートル	970円…③
	21～30立方メートル	124円×10立方メートル	1,240円…④
	31～33立方メートル	168円×3立方メートル	504円…⑤
合計	①+②+③+④+⑤=3,664円		

$$3,664円 \times 1.10 \text{ (税)} = 4,030円$$

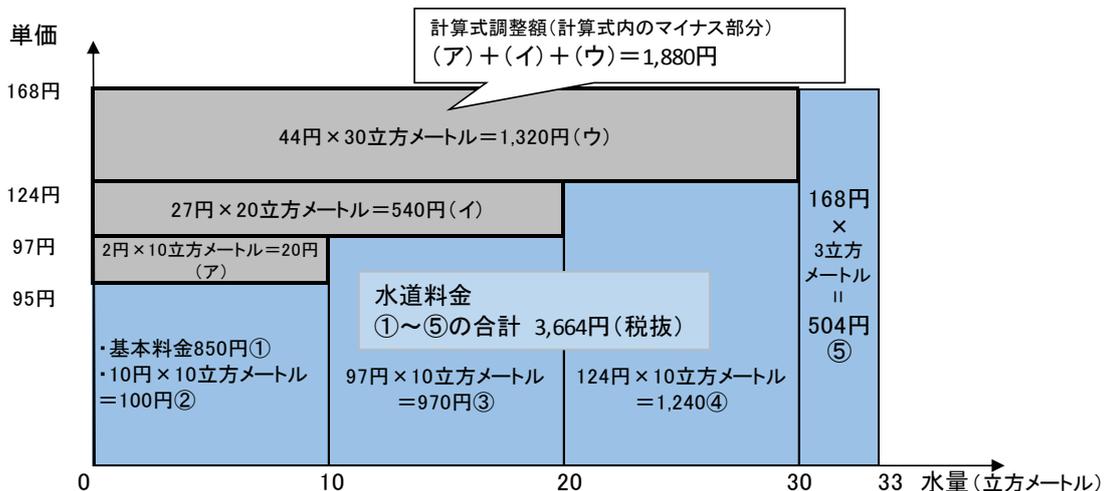
(1円未満切捨)

$$\text{計算式} (168円 \times 33 \text{立方メートル} - \underline{1,880円}) \times 1.10 \text{ (税)} = 4,030円$$

(注) (1円未満切捨)

計算式内の(注)「-1,880円」は、計算式を使用して水道料金を算出するための調整額です。従量料金部分については、上表のとおり、ご使用水量によって、単価が異なります。そのため水道料金を計算式(税抜き)で表すと、  
「単価(円)×水量(立方メートル)」-「調整額」となります。  
下記の図を参考にしますと、計算式(税抜)の「単価(円)×水量(立方メートル)」は「長方形の面積」となり、「調整額」は「灰色部分の多角形の面積」となります。前者から後者を減じた残りが、「水色階段状の多角形の面積」の水道料金(税抜)です。  
この金額に消費税等相当額(10%)を加えた額が水道料金(税込)となります。

水道料金計算のイメージ図



【下水道使用料】

基本料金	0～10立方メートル		550円…①
超過料金	11～20立方メートル	61円×10立方メートル	610円…②
	21～30立方メートル	83円×10立方メートル	830円…③
	31～33立方メートル	103円×3立方メートル	309円…④
合計	①+②+③+④=2,299円		

$$2,299円 \times 1.10 (\text{税}) = 2,528円$$

(1円未満切捨)

$$\text{計算式} (103円 \times 33 \text{立方メートル} - \underline{1,100円}) \times 1.10 (\text{税}) = 2,528円$$

(注)

(1円未満切捨)

(注) 計算式内の「-1,100円」は、計算式を使用して下水道使用料を算出するための調整額です。考え方については、上記【水道料金】と同様です。